

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題1 人権の尊重

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

具体的施策	1 人権教育・啓発の推進	人権・同和対策課	
内容	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取り組みや、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「小郡市人権教育・啓発基本計画」の7つの分野別施策において、今まであまり啓発が進んでいなかった、高齢者・介護や障がい者等の分野について、人権週間記念講演会や人権センター公開講座を開催した。 ・人権センターにて行っている「人権相談」が認知されるよう、毎月の市広報にて案内をしている。 ・人権週間記念講演会に関する情報などを市ホームページ上で公開した。 ・人権週間記念講演会では、託児を設け子育て中の市民も参加しやすいように配慮した。 ・視聴覚教材リストを市内幼・保・小中学校、各校区公民館等に配布し、情報提供を行った。 ・各団体の人権講演会へ講師を派遣・斡旋した。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の案内は市広報紙やポスター、チラシ等を活用し、できるだけ多くの人の目にとまるよう工夫が必要である。 ・講演会や公開講座の講師やテーマを熟考し、幅広い市民の参加を得られるように企画していく。 ・人権センター通信や広報紙への記事内容は、市民が興味を持ったり身近に感じたりできるようなテーマ設定や構成を工夫し、更に市民や児童生徒の声（詩・標語・ポスター作品）を載せて、市民が興味を持てるように心がけたい。 	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題1 人権の尊重

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

具体的施策	1 人権教育・啓発の推進	人権・同和教育課	
内容	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取り組みや、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づき、下記内容にて学校・家庭・地域・職場等における人権教育・啓発に取り組んだ。 ・研修会、学習会の実施・啓発冊子、パンフ等の配布 ・学校、各種団体等の取り組みの支援(講師、講師選定、情報提供等) ○七夕人権考座の実施 ○不登校学習会の実施 ○中学校区「人権のまちづくり」推進に関する連絡調整。 ○各学校のPTAの会合や、校区人権推やまちづくりの総会等で学習会を実施。 ○啓発冊子「差別をなくすために」発行並びに市内全戸配布 ○同和問題啓発強調月間市民講演会の実施 ○広報おごおりへの「人権・部落問題シリーズ」の掲載 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
30年度			
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	「小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づき事業を行っているが、市民意識調査結果を踏まえた重点課題に対する啓発、あるいは地域実態に応じた啓発手法の実施など、必要とされる箇所に必要とされる内容が届いているのかを絶えず検証する必要がある。「これまでどおりの事業実施」ではなく、誰のための人権教育・啓発なのかを見据え、より効果的な推進に向け、内容・方法等を検討し、人権擁護の高まりをつくっていく。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	1 暴力根絶に向けての啓発事業	企画課	
内容	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発や、DV防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	・ 広報「女と男パートナーシップ」11月号、1月号で、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為など、暴力防止に向けた啓発を行った。また、12月を除く毎月1日号で、おごおり女性ホットラインの周知記事を掲載した。 ・ 男女共同参画セミナーでホットラインの周知カードを配布した。また、11月18日のセミナーでは、DV防止をテーマとした。	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	・ DV防止法やストーカー規制法といった法令の周知ができていないため、広報「女と男パートナーシップ」などを利用して進める。 ・ 引き続き、暴力防止をテーマにした男女共同参画セミナーを開催する。 ・ 27年度中に、おごおり女性ホットラインの周知カードを、市内公共施設に設置する。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	1 暴力根絶に向けての啓発事業		子育て支援課
内容	広報紙やセミナー等を活用し、男女間における暴力防止に向けた啓発や、DV防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	広報やチラシなどで、DV防止について周知を図っている。市の窓口や保育所に啓発カードを配布したり、ポスターを貼ったりと周知に努めている。	A
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	引き続き取り組んでいく。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	2 セクシュアル・ハラスメントの防止と救済	企画課	
内容	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報11月1日号で、セクシュアル・ハラスメントが暴力にあたることを掲載した。 ・ 広報2月1日号で、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントを取り上げ、防止のための啓発とした。 ※パタニティ・ハラスメント…男性が育児休業をとったり、育児のために短時間勤務をしたりすることを妨げる行為 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	26年度はセクシュアル・ハラスメントについて、広報紙で詳しく取り上げることができなかった。具体的事例や救済のための相談窓口などを紹介していきたい。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	2 セクシュアル・ハラスメントの防止と救済		教務課
内容	職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長へセクシュアル・ハラスメントの防止等綱紀の厳正な保持に関する通知文書を配布し、指導を行った。 ・不祥事防止のためのチェックリストを作成・配布し、教職員へ啓発を行った。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	セクシュアル・ハラスメントの防止等について、適切な対応をとるため県教育委員会と協力して未然防止の取り組みを進めている。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	3 若年層への啓発		企画課
内容	福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	若年層を対象とした啓発は実施できていない。	D
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	県などの取り組みを把握し、連携・啓発の方法を整理する必要がある。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(1) 暴力の防止に向けての啓発

具体的施策	4 ドメスティック・バイオレンスの実態の把握		企画課
内容	市民意識調査にドメスティック・バイオレンスに関する設問を設定するなど、ドメスティック・バイオレンスの実態を把握します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度は市民意識調査を実施していない。 ・ドメスティック・バイオレンスの実態は、ホットラインや市役所への相談などが把握の手段となっている。 	C
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	拡充	ホットラインや窓口への相談に至っていない、潜在的な暴力を把握する仕組みが必要である。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	1 被害者の自立支援	子育て支援課	
内容	市の母子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDVについて相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	相談に応じる中でDVが明らかになった場合、北筑後保健福祉環境事務所や警察と連携し、状況によっては、一時保護につなげている。その後、必要に応じて、母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者の支援、自立に向けた指導を行っている。	A
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	引き続き取り組んでいく。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	2 おごおり女性ホットラインの活用		企画課
内容	「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットライン相談件数（平成26年度） 運営6自治体計：236件（うちDVに関する相談：51件） うち小郡市：82件（うちDVに関する相談：15件） ・ホットライン受託団体とは、意見交換・情報交換を行っている。 ・ホットラインの周知カードを、男女共同参画セミナーで配布した。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	25年度、26年度はそれ以前に比べて相談件数がやや減少している。ドメスティック・バイオレンスなどの実態の把握のためにも、ホットラインをさらに周知させる必要がある。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	3 被害者の保護	企画課	
内容	福岡県北筑後保健福祉環境事務所等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市の母子自立支援員や県北筑後保健福祉環境事務所の婦人相談員、その他関係機関と連携して、DV被害者等への支援を行った。 ・企画課への年間相談件数は16件。 ・一時保護や母子生活支援施設への入所に至った案件はなかった。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	DV被害者の意向や状況も踏まえながら、一時保護や母子生活支援施設への入所が必要になった場合に適切に対応できるよう、母子自立支援員や県保健福祉環境事務所と連携して取り組む。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	3 被害者の保護		子育て支援課
内容	福岡県北筑後保健福祉環境事務所等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	相談に応じる中でDVが明らかになった場合、北筑後保健福祉環境事務所や警察と連携し、状況によっては、一時保護につなげている。その後、必要に応じて、母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者の支援、自立に向けた指導を行っている。	A
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	引き続き取り組んでいく。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	4 周辺地域の関係機関等との連携強化	企画課	
内容	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」に出席し、関係機関との協力を確認した。 ・「おごおり女性ホットライン」受託業者と協議、意見交換を行い、相談者の傾向などを把握した。また、ホットラインに相談があった案件のうち面談の必要なものについては、協力して面談の機会を設けた。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県や周辺自治体と意見交換をする中で、DVの実態や対応などを確認している。 ・今後、相談窓口の体制などについて、関係機関と情報交換をしていく必要がある。 	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	4 周辺地域の関係機関等との連携強化	子育て支援課	
内容	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等で、情報収集を行うなど、各市町村や関係機関と連携を図っている。	A
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	引き続き取り組んでいく。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	5 庁内連携体制の充実		企画課
内容	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者から相談を受ける中で、行政手続きが必要になった場合は、庁内各課と適切に連携できている。 ・関係課とDVに関する対応について協議する場を設けることができなかった。 	C
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する対応について、関係課と協議の場を設ける必要がある。 ・庁内各課が独自に把握しているDV被害者に関する情報を共有する仕組みが機能していないため、改善を図る必要がある。 	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	5 庁内連携体制の充実		子育て支援課
内容	庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	企画課、国保年金課、市民課、税務課、福祉課等の関係課と連携を図り、DV等の被害者への適切な支援を行っている。	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	関係者、庁内各課と会議を行っていきたい。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	6 関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	企画課	
内容	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催している男女共同参画セミナーで、「小郡市男女共同参画推進条例のあらまし」と、「おごおり女性ホットライン」周知カードを配布し、出席している民生委員・児童委員や保育・教育関係者などに周知を図った。 ・各機関・団体と連携を深めるには至っていない。 	C
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	充実	DVを発見しやすい立場にある機関・団体等に対し協力を要請するなど、早期発見のために新たな連携体制を築く必要がある。	

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

施策の方向性(2) 被害者支援体制の整備

具体的施策	6 関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見	子育て支援課	
内容	医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。		
実施状況	年度	実施事業	評価
	26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小郡市要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員、保育所等に啓発カードを配布した。 ・警察、北筑後保健福祉環境事務所と連携を取り、被害者の早期発見に努めた。 	B
	27年度		
	28年度		
	29年度		
	30年度		
次年度に向けて	方向性	課題や具体的な取り組み	
	継続	相談に応じる中で、DVなどを発見できるよう、面接時に一層注意を払う。	